一般社団法人環境・文化創造機構 定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、一般社団法人環境・文化創造機構と称する。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は環境に配慮した持続可能な社会形成のための調査研究、政策の研究を行い、研究成果の普及啓発及び政策提言を通して、環境保全の施策をとることにより、地域の資源と特性を活かした地域活性化・地域再生に資する事業及び事業支援を行い、広く持続可能な社会に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)内外の環境問題に関する調査研究の実施

(2)環境保全に関する総合的な政策についての研究

(3)環境保全に関する政策の提言及び関係諸機関・団体に対する協力

(4)環境・文化・教育等に関する映像祭、イベント、講演会、ワークショップの企画、開催、運営業務

(5)環境・文化・教育等に関する調査、研究、教育及び情報の提供事業

(6)映像作品・各種コンテンツの企画・制作・貸出及び販売業務

(7)上映会、講演会、ワークショップ等の開催及び運営の支援業務

(8)その他この法人の目的を達するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章　社員

（法人の構成員）

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格の取得）

第6条　この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第8条　社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第9条　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

⑴ この定款その他の規則に違反したとき。

⑵ この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

⑶ その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第10条　前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

⑴ 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

⑵ 総社員が同意したとき。

⑶ 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章　社員総会

（構成）

第11条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第12条　社員総会は、次の事項について決議する。

⑴ 社員の除名

⑵ 理事の選任又は解任

(3)理事の報酬等の額

(4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5)定款の変更

(6)解散及び残余財産の処分

(7)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)社員の除名

(2)定款の変更

(3)解散

(4)その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事が記名押印する。

第5章 役員

（役員の設置）

第19条 この法人に、次の役員を置く。 理事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

（役員の選任）

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

（役員の任期）

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第24条 理事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第7章 事務局

（設置等）

第25条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事の承認を得て代表理事が任免する。

4 事務局長以外の職員は、代表理事が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

（事業年度）

第26条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

（事業報告及び決算）

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、第1号、第3号及び第4号の書類について、総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び 社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の制限）

第28条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第30条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第31条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第32条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは官報に掲載してする。なお電子公告のURLは次の通りとする。
http://e-cco.org/statements/

附則

1 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成28年5月31日までとする。
2 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
尾 立 愛 子	
松 浦 大 助	
宇 津 留理子	
廣 木 恵美子	
大 場 隆 博	

3 この法人の設立時理事及び設立時代表理事は、以下のとおりとする。

設立時理事	尾立愛子
	長田 啓志
	松浦 大助
	宇津 留理子
設立時代表理事	尾立 愛子

4 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、以下のとおりとする。
東京都目黒区祐天寺2丁目14番8号

以上、一般社団法人環境・文化創造機構を設立するため、設立時社員 尾立愛子、松浦大助、宇津留理子、廣木恵美子及び大場隆博 の定款作成代理人である司法書士法人星野合同事務所(代表社員　星　野　　大　記)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成27年6月22日

設立時社員　尾立 愛子
設立時社員　松浦 大助

設立時社員　宇津 留理子
設立時社員　廣木 恵美子
設立時社員　大場 隆博

上記発起人の定款作成代理人

司法書士法人星野合同事務所
代表社員　星　野　　大　記